

答 申

1 審査会の結論

平成23年2月、4月、5月の政策調整会議議事録一切（以下「本件対象文書」という。）の公開請求に対し、伊賀市長（以下「実施機関」という。）が平成23年6月10日付け23伊企第290号で行なった非公開決定は妥当である。

2 異議申立の趣旨

平成23年6月6日付けで、異議申立人（以下「申立人」という。）が伊賀市情報公開条例（平成16年条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき行なった前記請求について、非公開決定の取り消しと、請求した行政情報の公開を求めるものである。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

政策調整会議は、本市の行政運営の基本方針及び重要施策等について審議決定するとともに、各部局間相互の調整を行い、市政の効率的な執行を図るために設置している。

請求のあった会議の議事録については、庁内での審議、検討又は協議に関する情報であり、公にすることにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当）非公開とする。

4 異議申立の理由

平成23年6月6日に行なった請求に対し、同年6月10日付けで非公開決定通知を受けた。非公開の理由としては、条例第7条第5号に該当するとされている。（庁内での審議、検討、又は協議に関する情報であり、公にする

ことにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため)

本市の最高規範である伊賀市自治基本条例には市民との情報共有について次のように規定されている。

(情報共有の原則)

第6条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

(情報への権利)

第7条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。

(意思決定過程の情報共有)

第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。

2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

(情報共有のための制度)

第9条 市は、その有する情報を原則として公開しなければならない。

2 市は、市が出資若しくは補助、事務の委託又は職員を派遣している団体のうち、一定の基準を満たすものに関し、その情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

3 前2項に関することは、別に定める。

同条例と照らし合わせると、今回の非公開決定は同条例の理念、規定に反するものであり、市民の「知る権利」を侵害している。特に全面非公開にしたことについては、具体的にどの点が条例第7条第5項の規定に該当するか十分検討することを怠っており、「意思決定過程の情報を明らかに」しようとする努力が全く見られない。

近年、全国的に本市の政策調整会議にあたる幹部会議等の公開を進めようとする自治体は増えている。それらの先進事例を十分研究し、意思決定までの過程を知ることが望む市民の要請に応えるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本決定の妥当性について

伊賀市自治基本条例で市民との情報共有を掲げている本市の各機関は、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならないと考える。しかし、条例第7条第5号において、市、国及び市以外の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるものについては、非公開とする旨が規定されている。

そこで、本件対象文書を公開することにより、上記の「おそれ」が生じるか否かについて、当審査会は、本件対象文書に関し、双方の主張を吟味した上で、会議の性格、審議内容、議事録の性質等に照らし合わせ、検討する。

①政策調整会議について

政策調整会議とは、伊賀市庁議設置及び運営規程（以下「規程」という。）により本市の行政運営の基本方針及び重要施策等について審議決定するとともに、各部局間相互の調整を行い、市政の効率的な執行を図るために設置された会議とされている。構成員は、市長、副市長、教育長をはじめ次長級以上の者であり、会議は市長が招集し、市長は必要があると認めるときは、付議事項に関係する者を会議に出席させることができることから、市内部において重要な地位・職責を有する職員の助言を得て、政策判断するために設置された行政内部の会議であるといえることができる。

また、政策調整会議に付議する事項は、予算編成方針を含む市政の基本方針に関する事項をはじめ、本市の今後の政策の方向付けをする上での重要な案件が対象となっている。

②本件対象文書について

本件対象文書は、政策調整会議の議事内容をテープ起こしで作成したものであり、出席者の意見の概要を発言者と発言内容が結びつく形で記録しているが、すべてを記録しているわけではなく、議事に関わるものを要点

整理した形で議事メモとして記録したものである。決裁者は市長ではなく部長で、発言者の発言・趣旨・意図について、発言者に確認後、修正・訂正をするというような公式な手続きも経ていない。実施機関の説明によれば、規程は会議の公開を前提としたものではなく、また、議事録を作成・公開しなければならないという規定も存在しないことから、公式の議事録としてはそれに該当するものを作成していないとのことである。

これらのことから、本件対象文書は、形式的には公式の議事録としての体裁をなしておらず、したがってまた、内容的にも、不確定ないし不正確な情報が記録されているという懸念を払拭することはできないものと認められる。

③ 条例第7条第5号の該当性について

政策調整会議が設置された趣旨から、この会議は全庁的な視点での審議決定をする場であり、会議による議論をより実質的なものとするためには、構成員が何ら制約を受けることなく忌憚のない意見を表明する機会が確保されることが不可欠であると考えられる。そうでなければ本会議は形骸化してしまい、実質的な議論をするための場を別の形で設ける必要が生ずることとなるだろう。今後の施策展開や市政運営上の課題等に係る政策の議論に関する協議を公開することは、構成員の主観による自由闊達な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。本来、市の幹部としての発言は当然責任ある発言であり、できるだけ公開されるべきものであると考えるが、本件対象文書が公開され、審議における発言内容が発言者と結びつく形で明らかになれば、今後、外部から何らかの働きかけが起こること等の影響を懸念し、率直な意見を表明することを躊躇するおそれがあると認められる。

また、本件対象文書の中には、方針決定の前の議論の段階にある未成熟な情報が含まれているが、それが公になれば、市民等の間に誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。しかも、それは市政の重要案件にかかる審議であることから、本件対象文書が公になることにより、いまだ議論が未成熟な段階での発言内容を巡って、責任追及などがなされることは避けられず、それによって今後の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

更に、本件において重大であるのは、本件対象文書は公式な手続きを経ず、最終的な確定作業が行われていないため、そこに記録される情報の正確性が担保できないという問題である。このような本件対象文書を公開すれば、不確実な情報が公になることにより、市民等に誤解を招き、ひいては不当な混乱を生ずるおそれがある。

④部分公開の可能性について

原則公開の趣旨から、条例では、公開請求のあった公文書に条例第7条各号のいずれかに該当する非公開情報が記録されている場合でも、非公開情報を容易に区分して除くことができるときは、公開可能な部分だけでも公開することを定めている。そこで本件対象文書の全面非公開の可否について検討する。

本件対象文書は、内部的にもまだ整理できていない段階の議事メモであり、一部の情報についてはその正確性が担保されないという問題があることもあって、これら一体の情報の中から公開可能な部分を区分するという事は非常に困難である。従って、審議に係る本件対象文書は非公開が妥当であると判断した。

(2) 結論

以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。

(3) 付言

本市は、情報共有を掲げている自治体であればこそ、市の重要課題や政策に係る議論の過程について、その情報をできるだけ市民に明らかにするよう努めなければならないと考える。そのためにも、今後、これらの議事内容に関する情報公開のあり方について、担当部署と協議した上で、公開できる部分については公開する方策を検討し、規程等の整備を通じて市民の知る権利を可及的に保障するしくみをつくり、今後より一層の情報提供の充実に努めることを、当審査会は強く要望する。

6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年7月1日	・ 諮問書受理
平成23年7月8日	・ 諮問庁陳述（条例第28条第1項による経過説明、理由説明） ・ 申立人陳述（条例第28条第1項による趣旨説明） ・ 審議 ・ 答申 <p style="text-align: right;">（第1回審査会）</p>